

こころをつなぐまちづくり

人権シリーズ vol.54



同和問題は「そつと」しておけば「なくなる」の？

市は、あらゆる人権問題の解消に向けて、主体的に市民啓発をしなければならぬ法的根拠があり、毎月の市報を通じてその取組みなどを紹介しています。

今回は、同和問題の解消に向けての啓発活動の必要性について考えてみたいと思います。

ときあたかも同和問題解消のために平成22年度行政区別地区人権学習会が9月から開催されていますが、この学習会に対して「寝た子を起こすな」

「そつと」しておけば「的な見方をされている市民の方はおられないでしょうか？「寝た子を起こすな」とは、「行政・学校・マスメディアなどの公的な機関が同和教育・啓発をするから、同和問題を知らない人まで知ることになる」「そつと」しておけば部落差別は解消する」という考え方をいいます。

果たして、そつととしておけば部落差別はなくなるのでしょうか。以下の視点で検証してみます。

① 歴史的実情が、この考え方を

否定しています。この考え方は、1871(明治4)年の「解放令」布告後の明治時代からありました。しかし、1965(昭和40)年の「同和对策審議会」の答申までの、ほぼ100年間、部落差別解決のための施策はほとんど取り組まれることなく放置されてきたにもかかわらず、部落差別は自然にはなくなりませんでした。

②二つ目に、この考え方が正しいためには、次のことが前提になります。

- ・ 現実に部落差別が全くないこと。

- ・ すべての人が同和問題について、偏見を持たないで正しい理解と認識(歴史を含めて)を持つていること。

- ・ 同和問題について、知らない人や子どもにも偏見や誤った知識を決して伝えないという保障があること。

【平成21年度「人権に関する県民意識調査報告書」によると、同和問題について知ったきっかけは？の問いに、家族(祖父母、父母、兄弟など)

が23・4パーセントとなっている」

③また、学校では小学校6年生に社会科の中で同和問題を教えています。

このように見てみると「そつと」しておけば」という考え方は、同和問題の解決には少しも役立たないだけでなく、人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生み、結果的には差別の助長に手を貸すことになるのではないのでしょうか。

お知らせ

☆人権ビデオ上映会(隣保館)

テーマ 人権のまちづくり
11月22日(月)午後2時〜4時

☆同和問題学習会

テーマ 部落問題
11月25日(木)午後2時〜4時

問い合わせ 国東市隣保館
☎0978-68-11722

◎第4回国東市隣保館まつり

「川柳」応募作品

思いやる心に「つ虹を足す
安岐町 小林 秀生
武蔵町 升永 将悟
こころはね丸みを帯びて
こころと

人権擁護委員に委嘱された方々を紹介します

(敬称略)

平成22年10月1日付けで法務大臣から次の方たちが人権擁護委員の委嘱を受けました。任期は、平成25年9月30日までの3年間です。

人権擁護委員は日常生活の中で人権尊重の社会の実現を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという役割があります。

氏名	住所	委員区分
岩光 侃	国東市武蔵町麻田419番地1	再任
藤谷 和生	国東市安岐町糸永2912番地	再任
安部 千代子	国東市安岐町下山口1219番地	新任
津山 まき子	国東市安岐町塩屋762番地1	新任
井上 正雄	国東市国見町竹田津2669番地	新任